

長岡京市住居確保給付事業（転居費用補助）実施要綱

（目的）

第1条 本事業は、同一の世帯に属する者の死亡又は本人もしくは同一の世帯に属する者の離職、休業により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の家計の改善に向けた支援を行うことを目的とする。

（本要綱の位置づけ及び用語の定義）

第2条 この要綱は、国が定める「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号。以下「法」という。）及び「生活困窮者自立支援法施行規則」（平成27年2月4日厚生労働省令第16号。以下「則」という。）に定めるもののほか、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」（平成27年3月27日社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 家賃補助 住居確保給付金のうち、家賃相当分の支給をいう（法第3条第3項第1号）。
- (2) 転居費用補助 住居確保給付金のうち、転居費用相当分の支給をいう（法第3条第3項第2号）。
- (3) 住宅扶助基準に基づく額 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7-4-(1)-ア、第7-4-(1)-オをいう。ただし、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第7-56に基づく運用を行っている場合は、当該限度額によるものとする（床面積別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額については適用しない）。
- (4) 基準額 市町村民税均等割が非課税となる者の収入額の1/12の額をいう。
- (5) 家賃額 申請者又は受給者が賃借する賃貸住宅の一月当たりの家賃額をいう。ただし、住宅扶助基準に基づく額を上限とする。
- (6) 収入基準額 基準額に家賃額を合算した額をいう。
- (7) 国の雇用施策による給付 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条に規定する職業訓練受講給付金をいう。
- (8) 不動産仲介業者等 不動産仲介業者、貸主又は貸主から委託を受けた者をいう。
- (9) 公共職業安定所等 公共職業安定所又は職業安定法（昭和22年法律第14

1 号) 第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第10項に規定する職業紹介事業者であつて地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者をいう。

(10) 同一の世帯に属する者 同一の住居に居住し、生計を一にする者をいう。

(対象者)

第3条 転居費用補助の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。
- (2) 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
- (3) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。
- (4) 申請日の属する月における世帯収入額が、基準額に申請者の賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額（収入基準額）以下であること。
- (5) 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること。
- (6) 生活困窮者家計改善支援事業における家計に関する相談において、その家計の改善のために次のア又はイに掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。
ア 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であつて、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。）、家計全体の支出の削減が見込まれること。
イ 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であつて、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。）が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

(7) 自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

(8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（支給対象経費）

第4条 転居費用補助の支給対象経費は、転居先への家財の運搬費用、転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）、ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）、鍵交換費用とし、敷金、契約時に払う家賃（前家賃）、家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費等は対象外経費とする。

（支給額）

第5条 申請者が実際に転居に要する経費のうち、前条の支給対象となる経費を支給する。ただし、次のとおり支給上限額内で支給するものとする。

(1) 転居先の住居が長岡市内である場合、長岡市の住宅扶助基準に基づく額に3を乗じて得た額（これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額を上限とする。（則第11条第1項第2号）その場合、「生活保護制度における長岡市の住宅扶助の特別基準額に6を乗じて得た額」）とする。

(2) 転居先の住居が長岡市外である場合、転居先の住居が所在する市町村の支給上限額を上限とする。

（支給方法）

第6条 支給方法は、経費に応じて、次の第1号又は第2号のとおりとする。

(1) 転居先の住宅に係る初期費用については、長岡市から不動産仲介業者等の口座へ振り込む代理受領とする（受給者を経ずに確実に賃貸住宅の貸主に支払われることが確保できる場合は、口座振込の方法に限らない）。ただし、受給者が以下のア又はイの方法により転居先の住宅に係る初期費用を支払うこととなっている場合であって、福祉事務所長が特に必要と認める場合には、受給者の口座等へ支給することができる。

ア クレジットカードを使用する方法

イ 納付書により納付する方法

(2) (1) 以外の経費については、原則として、長岡市から業者等の口座へ振り込む代理受領とする。ただし、業者等の口座への代理受領が困難との申し出があり、

福祉事務所長が特に必要と認める場合には、受給者の口座等へ支給することができる。

(支給申請までの手続き)

第7条 自立相談支援機関は、転居費用補助の支給を受けようとする者（以下、「申請者」という。）に対し、本人の同意を得た上で、生活困窮者家計改善支援事業による支援を実施する。

2 生活困窮者家計改善支援事業実施者は、家計改善支援により転居が必要と認められた申請者に対し、「住居確保給付金要転居証明書」（様式1号）を交付し、家計の状況を踏まえ、転居後の住居の家賃額として適切な額を示す。

(支給申請等)

第8条 申請者は、次に掲げる書類を添えて「生活困窮者住居確保給付金支給申請書」（様式2-1号）。以下、「申請書」という。）を福祉事務所長に提出しなければならない。

- (1) 住居確保給付金申請時確認書（様式2-2号）
- (2) 本人確認書類 運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等のうちいづれかの写し
- (3) 収入関係書類 世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
- (4) 離職等関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し
- (5) 金融資産関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の申請日の金融機関の通帳等の写し
- (6) 住居確保給付金要転居証明書
- (7) (持家の場合のみ) 居住維持費用関係書類 支給申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写し

2 自立相談支援機関は、前項の規定による申請があったときは、申請書に受付印を押印し、申請者に写しを交付するとともに、「入居予定住宅に関する状況通知書」（様式3号。以下「予定住宅通知書」という。）を交付する。

(転居先の住居の確保及び不動産仲介業者等との調整)

第9条 申請者は、生活困窮者家計改善支援事業実施者から示された家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介し

て転居先の住居を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に住居を確保する。なお、第7条の家計改善支援前に住居を探しても差し支えないが、その場合であっても、申請は家計改善支援により転居の必要性等を確認した後になる。

- 2 申請者は、入居希望の住居が確定した後、不動産仲介業者に予定住宅通知書に必要事項を記載してもらい、それを福祉事務所長に提出しなければならない。また、初期費用の他に、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類を福祉事務所長に提出しなければならない。

（審査及び支給決定等）

第10条 自立相談支援機関は申請書及び添付書類等に基づき、審査を行う。

- (1) 収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、申請者の資産及び収入の状況について、法第22条に基づき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者の雇用主であった者に対し報告を求めることができる。
- (2) 転居先の住居の家賃が、申請者の家計の状況等を踏まえて適切か確認するとともに、家計の改善が見込めない家賃額であると判断する場合は、必要に応じて、申請者に対し別の物件の確保を促す。
- (3) 審査の結果、転居費用補助の支給が決定した場合は「住居確保給付金支給決定通知書」（様式4号。以下「決定通知書」という。）及び「住居確保報告書」（様式5号）を交付するとともに、必要に応じて「住居確保給付金支給対象者証明書」（様式6号。以下「対象者証明書」という。）を交付する。なお、審査の結果、転居費用補助の支給が認められないと判断した場合は、不支給の理由を明記の上、「住居確保給付金不支給通知書」（様式7号）を交付する。

（転居後の手続き）

第11条 受給者は、住宅入居日から7日以内に、住居確保報告書に賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付して福祉事務所長に提出しなければならない。この際、初期費用の他に転居を要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）の見積書等を提出している場合や初期費用を受給者本人の口座へ支給した場合は、実際に支払った額を確認できる書類（領収証等）も添付する。

- 2 他自治体への転居の場合、受給者本人の同意を得た上で、転居先の自治体に対し受給者の情報を引き継ぐ。
- 3 自立相談支援機関は、必要に応じて、受給者の転居先の住宅を訪問し、居住の実態や家計の改善状況を確認するとともに、居住環境や生活面の指導を行う。

(支給額の変更)

第12条 前条1項に規定する領収書等を確認し、実際の支出額が支給額を上回っていた場合、支給額の上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲内であれば、受給者に対し差額を追加で支給しても差し支えない。支給額等を変更する場合は「住居確保給付金変更支給申請書」（様式8号）（以下「変更支給申請書」という。）を福祉事務所長に提出しなければならない。変更支給申請書が提出された場合は審査の上変更決定し、「住居確保給付金変更支給決定通知書」（様式9号）を交付する。なお、実際の支出額が支給額を下回っていた場合は、受給者から差額の返還を求める。

(再支給)

第13条 転居費用補助の受給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く）により世帯収入が著しく減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、第3条に規定する支給要件に該当する者については、第5条の支給額により、再支給することができるものとする。「受給後」とは、過去に複数回の支給決定を受けている場合は、直前の受給後をいう。

(不適正受給者への対応)

第14条 転居費用補助の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合、福祉事務所長は、既に支給された給付の全額又は一部について返還を求めることができる。犯罪性のある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を依頼し、厳正な対応を行う。

(関係機関との連携等)

第15条 本事業を円滑に実施するために、自立相談支援機関は、申請者及び受給者等の状況等について、公共職業安定所、社会福祉協議会、居住支援協議会等、その他関係機関に情報共有するなどの連携を緊密に行うものとする。

- 2 自立相談支援機関は、住居確保給付金の各決定について、不動産仲介業者、公共職業安定所等、市町村社会福祉協議会等（申請者が総合支援資金等の貸付を受けている場合）の関係機関等に、決定通知書の写しを送付して情報提供する。
- 3 自立相談支援機関は、暴力団関係者の排除のため、警察等との連携を十分図るとともに、申請者の暴力団員該当性等について情報提供依頼を行う。

(暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等の排除)

第16条 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産仲介業者等であることが確認された場合は、当該不動産仲介業者等に対し、当該不動産仲介業者等が発行する予定住宅通知書を受理しない旨を書面により通知し、以後、当該書類を受理しないものとする。なお、暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介仲介業者等
 - (2) 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
 - (3) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
 - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
 - (5) 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
 - (6) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等
 - (7) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
 - (8) 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
 - (9) 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等
- 2 住居確保給付金の振込先である不動産仲介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等であることが確認された場合は、当該不動産仲介業者等が関わる給付の振込を中止する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。